㈢　法第三四条の四第一項の規定による通行の禁止又は制限は、適当な場所にその旨及び理由その他環境省令で定める事項を掲示し、かつ、禁止し、又は制限すべき場所への通路に市町村の職員又は車両を配置し、その他その場所とその他の場所とを明確に識別できる方法により行わなければならないものとした。（第五条第三項関係）

㈣　市町村長は、法第三四条の四第一項の規定による通行の禁止又は制限をしたときは、環境省令で定めるところにより、㈢により掲示した事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならないものとした。（第五条第四項関係）

4　施行期日等

㈠　その他所要の規定の整備を行うこととした。

㈡　この政令は、法の施行の日（令和七年九月一日）から施行するものとした。

◇ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令

（政令第二五六号）（農林水産省）

1　家畜伝染病予防法第六二条第一項の動物及び疾病の種類並びに地域を次のとおり指定するとともに、ランピースキン病について、家畜伝染病予防法（昭和二六年法律第一六六号）の規定の一部の準用及び所要の読替えを行うこととした。（第一条及び第二条関係）

㈠　動物の種類　牛及び水牛

㈡　疾病の種類　ランピースキン病

㈢　地域　全国の区域

2　施行期日等

㈠　所要の経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

㈡　この政令は、令和七年七月二八日から施行し、令和八年七月二七日限り、その効力を失うこととした。

政　令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

令和七年七月十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百五十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第二十八号）附則第一条本文及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は令和七年九月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和九年四月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
農林水産大臣　小泉進次郎
環境大臣　浅尾慶一郎

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

令和七年七月十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百五十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第六項、第三十四条の二第三項及び第三十四条の四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百九十一号）の一部を次のように改正する。

第六条を第九条とし、第五条中「第三条第一号」を「第六条第一号」に改め、同条を第八条とし、第四条の前の見出しを削り、同条を第七条とし、同条の前に見出しとして「（猟区管理規程の変更等）」を付し、第三条を第六条とし、第二条を第三条とし、同条の次に次の二条を加える。